

(仮 訳)

プレス・リリース

2011 年 12 月 21 日
バーゼル銀行監督委員会

デリバティブ取引への自行の信用リスク調整の適用 ーバーゼル銀行監督委員会による市中協議文書

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、デリバティブ取引への自行の信用リスク調整の適用について市中協議文書を公表した。

バーゼルⅢ規則は、銀行自身の信用力の悪化により同時に起こる銀行の負債価値毀損の結果として、普通株式の増加をもたらすことがないよう求めている。バーゼルⅢ規則の Paragraph 75 は銀行に対し、「普通株等 Tier1 の計算において、銀行自身の信用リスクの変化による負債の公正価値変動によって生じるすべての未実現損益を認識しない」ことを求めている。

Paragraph 75 を公正価値評価されたデリバティブ取引へ適用することは、その評価が銀行自身の信用力以外の要素範囲に依存しているため、簡単ではない。本市中協議文書は、店頭デリバティブ及び証券金融取引による負債評価調整(DVAs)が普通株等 Tier1 の計算から完全に控除されるべきと提案するものである。これは、Paragraph 75 の背景にある概念をこれらの商品へ適用する他の選択肢と、これらの選択肢がバーゼル委により支持されなかった理由について簡単にレビューを行なっている。

バーゼル委は、本市中協議文書についてあらゆる観点でのコメントを、2012 年 2 月 17 日(金)まで歓迎する。コメントは、baselcommittee@bis.org 宛に提出されなければならない。あるいは、「Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, Centralbahnplatz 2, 4002 Basel, Switzerland」宛にコメントを郵送することもできる。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表されるだろう。

バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に促進し強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナ

ダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。